

第 28 回環境社会配慮諮問委員会 議事録

開催概要

日 時:2024 年 7 月 12 日(金) 11 時 00 分～12 時 30 分

形 式:ハイブリッド形式(リアル会場:ジェトロ本部 5 階 BCD 会議室)

議事次第:

1. 挨拶 理事 高島 大浩

2. 議題

(1)テーマ:「環境社会配慮ガイドライン改定にかかる取り組み及び実務手順書概要」

報告者:ジェトロ総務部 環境社会配慮審査役 内場 茂之

(2)テーマ:「海外インフラ展開支援事業の公募概要」

報告者:ジェトロ海外ビジネスサポートセンター次長 常味 高志

(3)テーマ:「2024 年度のグリーン関連事業の取り組み」

報告者:ジェトロ総括審議役 小島 英太郎

(4)意見交換

3. 出席者

(委員)

原科 幸彦 千葉商科大学学長 (東京工業大学名誉教授):委員長

塩田 正純 元工学院大学教授

村山 武彦 東京工業大学環境・社会理工学院融合理工学系教授

柳 憲一郎 明治大学名誉教授、研究・知財戦略機構研究推進員

源氏田 尚子 公益財団法人 地球環境戦略研究機関(IGES)フェロー

田辺 有輝 特定非営利活動法人「環境・持続社会」研究センター理事

高梨 寿 一般社団法人 海外コンサルタンツ協会 前専務理事

宮崎 章 一般社団法人 産業環境管理協会 参与

(ジェトロ)

高島 大浩 理事

石原 賢一 総務部長

藤井 麻理 総務課長

小島 英太郎 総括審議役

常味 高志 海外ビジネスサポートセンター 次長

山田 美和 アジア経済研究所新領域研究センター長

内場 茂之 総務部主幹/環境社会配慮審査役

作本 直行 環境社会配慮専門家

議事内容

1. 挨拶 理事 高島 大浩

(石原総務部長)

・ただ今より、第 28 回ジェトロ環境社会配慮諮問委員会を開催する。本日の司会役を務めさせていただきます。

- ・委員の皆様、本日は大変ご多忙のところ、また足元悪い中でお集まりいただき有難うございます。
- ・本日は 8 人の委員の皆様にご出席いただいている。また、田辺委員、宮崎委員はオンラインで参加いただいている。最初に、ジェットロ理事の高島よりご挨拶申し上げる。

(高島理事)

- ・委員の皆様、ご多用のところ、お集まりいただき有難うございます。また、オンラインでのご参加も御礼申し上げます。
- ・3 月の諮問委員会で皆様方にご意見をいただき、ご了承いただいたガイドライン改定案は、6 月にジェットロの内部で手続きを完了し、今月より運用を開始した。
- ・内部の手続きについては、下から総括課長代理会議、課長会議、部長会議、役員会議のプロセスを経て審議をする。ガイドラインの中身は先生方に審議いただいたものを反映し、立派なものができていると思っている。中身もさることながら、改めて環境社会配慮に対してジェットロとしてどう取り組んでいくのか、そのようなことを想起する機会であった。
- ・2 年から 3 年単位で人事異動があるため、ガイドラインがあるのは分かっているが、どのような内容であったか必ずしも皆が承知している訳ではなく、改めて今の経営に携わる者に本ガイドラインの意義を徹底することができたと思っている。
- ・本日は、まず、ガイドラインの改定のポイント、それから、実務手順書について、改定に関わる取り組みも含めてご報告させていただく。
- ・それに続き、環境社会配慮の対象となっている「海外インフラ展開支援事業」の公募を間もなく開始するため本概要について、それから、グリーン関係の取り組みがジェットロでも増え、今後は事業の柱になってくると思っており、その辺りも含め説明させていただくことを考えている。
- ・私ども、引き続き環境社会配慮ガイドラインを遵守し、環境と社会の調和に向けた取り組みを行い、公的機関としてしっかりと社会的な責任を果たしていきたいと思っている。
- ・本日も皆様方よりも忌憚のないご意見を頂戴できればと思っている。本日もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

(石原総務部長)

- ・本日の議事次第について説明する。本日は環境社会配慮ガイドライン改定にかかる取り組み及び実務手順書概要について、環境社会配慮審議役の内場茂之より説明する。
- ・次に、海外インフラ展開支援事業の公募概要について、海外ビジネスサポートセンター次長の常味高志より説明する。
- ・その後、今年度のグリーン関連の事業の取り組み全般について、総括審議役の小島英太郎より説明する。
- ・その後、意見交換をさせていただきたいと思っている。それでは、ここから議事進行について、原科委員長にお願いをさせていただく。原科先生、宜しくお願いします。

(原科委員長)

- ・承知した。それでは早速ですが進めたい。

2. 議題

(1) テーマ:「環境社会配慮ガイドライン改定にかかる取り組み及び実務手順書概要」

報告者:ジェトロ総務部 環境社会配慮審査役 内場 茂之

(原科委員長)

- ・最初、ガイドライン日本語版、英語版、実務手順書の最終版について説明いただく。内場茂之・環境社会配慮審査役、宜しくお願いします。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・お手元に 3 つの資料を用意している。①「環境社会配慮ガイドライン改定版概要」、②「環境社会配慮ガイドライン」最終版(日本語・英語版)、③「実務手順書」がある。まず、「環境社会配慮ガイドライン改定版概要」に基づき説明する。
- ・高島理事が申し上げましたように、今月からの本ガイドラインの運用を開始した。7 月 1 日付でジェトロウェブサイトに掲載した。
- ・また、昨年 12 月に実施したパブリックコメントにおける意見に対する考え方についても、前回の諮問委員会で議論をいただいた内容を併せて掲載した。
- ・本日は、ガイドライン運用開始にあたり開催する委員会であるため、認識の共有を図るため、ガイドライン改定に関する検討から了承されるまでの取り組みと、ガイドライン改定ポイントについて説明をさせていただく。
- ・まず資料の 1 ページ目、ガイドライン自体は、最初は 2008 年に制定、2014 年に一回改定されている。ガイドライン策定当初は、当時、経産省から受託していた「円借款・民活インフラ案件形成等調査」事業で活用されていた。本事業は 2014 年度で受託終了したため、その後、ガイドライン活用策の検討が課題になっていたと認識している。
- ・一方、他機関では、JICA、JBIC が環境社会配慮ガイドラインをお持ちであり、SDGs 推進などの国際社会の動きを踏まえて、両機関共に 2022 年にガイドラインを改定されている。こうした状況も踏まえ、ジェトロも現下の情勢に応じた取り組みを行うため、2022 年 7 月に改定に向けた検討を開始した。
- ・まず、検討開始にあたり、諮問委員の皆様にご意見を伺うと共に、諮問委員 5 名で構成される WG を設置し、WG を中心に検討を行ってきた。WG は村山委員に座長になっていただき、メンバーには柳委員、源氏田委員、田辺委員、高梨委員に入っていた。
- ・資料 2 ページ目、2022 年 7 月の検討開始から昨年末まで WG を 9 回、諮問委員会を 4 回開催した。2024 年 12 月にはガイドライン改定案に対してパブリックコメントを実施、一般から 50 件ほどのご意見をいただき、これらの意見もガイドラインに反映した上で、2024 年 3 月の諮問委員会で最終的に了承され、2024 年 7 月から運用開始した。
- ・2 年前に改定にかかる検討を開始した際に、諮問委員に意見を伺ったところ 55 件の意見をお寄せいただいた。それらの意見は、主に 5 つの項目に大別される。その内容は、①SDGs、気候変動、生物多様性、ビジネスと人権など世界の環境社会配慮の流れが変わっているので、このような潮流を盛り込むこと、②現在、ジェトロが実施する事業の環境や社会への影響について確認すること、③個別事業に対する環境社会配慮の実施フローは、現在の事業内容を踏まえて見直すこと、④ガイドラインの内容は第 6 期中期計画との整合性を図ること、⑤環境社会配慮の取り組みの情報発信をさらに進めることなどであった。

- ・続いて、2024 年 12 月に実施したパブリックコメントにおいては、ガイドライン改定案に対して専門家 4 名から 50 件ほどの意見をお寄せいただいた。主な意見は、①ジェトロがリスクベースで環境社会配慮の取り組みを行っていくことを評価する、②環境配慮だけではなく、ビジネスと人権などの社会配慮の取り組みも推進してほしい、③ジェトロの取り組みに関する一層の情報発信、情報公開を進めてほしいなどであった。
- ・検討開始した際の 55 件のご意見及びパブリックコメントの 50 件の意見について、諮問委員の皆様と検討を重ね、ビジネスと人権に関してはアジア経済研究所の山田美和・上席主任調査研究員のご助言などにより、概ね対応することができたと考えている。
- ・資料 3 ページ目、比較の対象として旧ガイドラインについてまとめている。元々、ジェトロの環境社会配慮ガイドラインは、METI から受託していた「円借款・民活インフラ案件形成等調査」において活用することを前提とした内容になっていた。
- ・本事業は、ダム、道路、空港、港湾再開発、電力などのインフラにかかる大規模プロジェクトの案件形成段階での調査事業であり、調査の終了時に実施主体が案件具体化にあたり、諮問委員会が環境社会配慮の留意事項などを助言される取り組みが行われていた。
- ・全体は 3 部構成。第 I 部は環境社会配慮の潮流、諮問委員会の設置、外部からの意見への対応などを書いた基本的事項。第 II 部は環境社会配慮への取り組み方針、企業・他機関の環境社会配慮の取り組み支援。第 III 部は第 II 部に記載の環境社会配慮の実施にかかる手続き、情報公開で構成されていた。
- ・資料 4 ページ目、旧ガイドラインの内容について、WG で議論し、全体の 3 部構成は維持しながら、主に 5 つのポイントを改定した。
- ・まず一つ目は、現下の世界の環境社会配慮の潮流のアップデート。SDGs、気候変動、生物多様性、ビジネスと人権、ESG、この 5 つを現下の潮流としてアップデートした。
- ・二つ目は、現在のジェトロ事業の環境と社会への影響について WG で確認いただいたところ、ジェトロが実施主体として実施する事業の中で、環境や社会に望ましくない影響を及ぼすリスクがあるという指摘があった。その指摘を踏まえ、ジェトロ事業を環境や社会へのこの影響に基づいて、A、B、C の 3 つにカテゴリ分類をし、各分類に応じた取り組みを行うことにした。
- ・三つ目は、事業のカテゴリ分類である。カテゴリ A は、ジェトロが案件の具体化支援を目的として、企業の活動経費を直接補助する事業の中で、事業の内容や規模などを考慮して、環境や社会に望ましくない影響が大きいものとした。実施主体は事業の実施前に諮問委員会分科会の助言を受け、調査終了時にも必要に応じて助言を受けるということにしている。
- ・カテゴリ B は、カテゴリ A と同様の事業の中で、事業の内容や規模などを考慮して、環境や社会への望ましくない影響がカテゴリ A の事業に比して小さいものとした。実施主体は事業の実施前にジェトロの助言を受け、調査終了時にも必要に応じて助言を受けるということにしている。
- ・現在の事業の中で、このカテゴリ A、B の対象は、「海外インフラ展開支援事業」の案件具体化事業のみとなっている。
- ・カテゴリ C は、カテゴリ A、B に属さない環境社会関連の事業・取り組み全般としている。諮問委員会に事業・取組概要・実績等について報告するということにしている。カテゴリ C の対象は、環境社会関連の商談・ミッション派遣・情報発信事業、ビジネスと人権への取り組みなどが想定される。

- ・カテゴリ分類の方法は、諮問委員会の下に、委員長に指名された諮問委員で構成をされる分科会を新たに設置し、分科会の意見を踏まえてカテゴリ分類するということにした。
- ・四つ目は、第 6 期中期計画との整合性である。環境社会配慮ガイドラインが最初に策定された際は第 3 期中期計画の時期であり、第 3 期中期計画には環境社会配慮ガイドラインの遵守について記載はあった。第 4 期及び第 5 期中期計画にはその記載はなかったため、第 6 期中期計画には、環境社会配慮ガイドライン遵守について記載し、ガイドラインにも中期計画の記載内容を引用し、中期計画とガイドラインの整合性を図った。
- ・五つ目は、情報公開である。TCFD、TNFD、ESG 関連の情報公開が社会全体で進んでるため、こうした動きを捉えてジェトロにおいても原則、情報公開することにした。
- ・資料 6 ページ目、改定ポイントの新旧対照表には、いま申し上げた内容をまとめていっている。最も大きな改定のポイントは二つある。まず一つ目は、ジェトロ事業を環境と社会への影響に応じてカテゴリ分類を行い、各分類に応じた取り組みを行うことにしたことである。カテゴリ分類にあたっては、分科会を設置し、分科会の意見を踏まえて進める。
- ・次に二つ目は、諮問委員の助言のタイミングである。かなり議論があったが、結論としては、事業終了時だけではなく、事業開始段階と終了時の 2 回の助言をいただくことにした。そのため、事業実施にあたり諮問委員の助言をより反映できるようになったと考えている。
- ・資料 7～9 ページは、いま申し上げた内容について、ガイドラインの該当箇所をまとめたものである、既にご存じの内容であるため説明は省略する。
- ・資料 10 ページは、ガイドライン別紙 1 である。ジェトロ事業において想定されるリスクについて、国際条約・ガイドラインに基づき整理した。旧ガイドラインにも記載はあったが、改めて内容を見直した。ジェトロの支援対象は民間企業であるため、世界銀行グループの IFC (国際金融公社) が民間企業に融資する際の環境社会配慮ガイドラインである「IFC パフォーマンス・スタンダード」に基づき、同スタンダードは世界の民間部門における環境社会配慮ガイドラインの規範との認識のもと、改めてジェトロ事業における環境社会配慮のリスクについて整理し直したものである。
- ・参考とする国際的なガイドラインについては、ビジネスと人権のリスクが高まっているため、新たに、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を追加した。
- ・以上がガイドライン改定経緯と改定ポイントである。
- ・続いて、お手元にある「実務手順書」について説明する。本手順書は今回新たに作成したものである。改定版ガイドラインでは、カテゴリ分類を行い、A と B に分類された事業は諮問委員の助言をいただくため、事業を担当するジェトロ職員と諮問委員の間で手続きを共有することで、ガイドラインを踏まえ手続きを円滑に遂行することを目的としている。内容は随時更新していく考えである。
- ・今後は、改定版ガイドラインを踏まえ、環境社会配慮の取り組みを進め、環境と社会に配慮した業務運営に努めてまいりたいと考えている。私からは以上である。

(原科委員長)

- ・どうも有難うございました。丁寧にご説明いただいた。今、紹介あったように、今回は WG を 9 回も開催いただいた。大変丁寧に検討していただいた。そのため助言をいただいたメンバーに改めて申し上げる。村山委員、柳委員、田辺委員、源氏田委員、高梨委員、ご協力いた

き有難うございます。

- ・とりわけ、村山委員長には個別にお時間を割いていただき、大変親身にご指導いただいたということである。皆さんに改めて御礼申し上げる。有難うございました。お陰様で、ガイドラインだけではなく、今、説明があったように実務手順書も用意ができた。

(2) テーマ:「海外インフラ展開支援事業の公募概要」

報告者: ジェトロ海外ビジネスサポートセンター次長 常味 高志

(原科委員長)

- ・では、次に進める。続いて、「海外インフラ展開支援事業の公募概要」について説明していただく。常味高志・海外ビジネスサポートセンター次長、お願いします。

(常味海外ビジネスサポートセンター次長)

- ・お手元の資料に従い、ジェトロの案件具体化事業についてご説明申し上げます。
- ・まず資料の表紙に「海外インフラ展開支援事業基金」とあるが、こちらはジェトロが独自に管理・運用している予算である。本予算を活用し、我が国の海外インフラシステムの海外展開支援として実施しているのが「案件具体化事業」である。
- ・案件具体化事業は 2019 年度より実施しており、いわゆる FS 調査など、一定の調査を終えた上でのインフラ・プロジェクトの獲得に向けた交渉段階にある個別事業を補助事業として実行している。
- ・活動内容は、現地出張による個別交渉や有力者の日本への招聘、プロジェクト実施に必要な関連制度の入手などがメインである。対象分野や 1 件当たりの支援の上限金額は資料に記載のとおりである。
- ・本年度はコロナのリスクもなくなったため、3 年ぶりに本事業を公募する。採択件数は年間数件程度で、1 件当たりの上限金額は税込み 1,200 万円。案件の採択プロセスは、外部専門委員の立会いのもとで、提案企業のプレゼン審査を経て決定する。
- ・採択の結果はジェトロのホームページに掲載し、事業終了後には速やかに報告書を提出いただくプロセスである。
- ・今般の案件具体化事業は、環境社会配慮ガイドラインが今月改定されたため、ガイドラインとリンケージし、ガイドラインに沿った案件を重点として採択していく予定。採択プロセスは、4 名の外部専門家をお願いし、提案内容を所定の審査票に従い採点いただく。
- ・審査票のポイントは、①業務遂行能力・体制、②提案製品・技術、実施計画書、③ビジネス戦略など合計 23 項目・100 点満点で採点し、採択する。
- ・環境社会配慮については、基礎点の一項目として、環境社会配慮ガイドラインに沿った事業であるかについて審査する。
- ・そのため、応募書類は、提案書だけではなく、ガイドラインにあるスクリーニング様式も併せて提出していただく。環境社会配慮について、応募書類にしっかり記載し提出いただくことを明記しており、その点も審査の対象として見ていく。
- ・簡単であるが、私からの説明は以上である。

(原科委員長)

- ・ご説明、どうも有難うございました。

(3) テーマ:「2024 年度のグリーン関連事業の取り組み」

報告者: ジェトロ総括審議役 小島 英太郎

(原科委員長)

- ・それでは、次に進める。続いて、「2024 年度のグリーン関連事業の取り組み」について説明していただく。小島英太郎・総括審議役、お願いします。

(小島総括審議役)

- ・人権の話も含め説明させていただく。資料 1 ページ目、まず、前半にグリーンの話をしていただく。
- ・基本的にジェトロのインフラ基金以外のところだと、ジェトロができることは基本的に「つなぐこと」と「情報提供」だと思っている。まず、ここでは、現地に進出している日本企業の皆さんをつなぎ、かつ、現地の人たちとつなぐというネットワーク化に関わる事業を紹介している。
- ・左側には、アメリカの事例。在米日系企業、特に、水素事業に関心を持つ企業を対象に、2021 年からネットワーク化を図り、情報交換等を行っている。様々な水素案件が動いており、視察も行っている。今期は、重点水素ハブへの視察を計画している。本件は、ロサンゼルス事務所が中心になって取りまとめている。
- ・右側は、アジアの事例として、ビジネスカタログを 3 点紹介している。水素は今注目されているが、アジアではそれも含めて再エネ、脱炭素に広く貢献し得る日本企業が現地に進出しているため、そういった方々をネットワーク化する一つの手段としてカタログを作成している。
- ・これはネットで公開しているが、日本語、英語、現地語で作成しており、現地政府の方とお会いする際、あるいは現地企業との商談会の際などに活用いただいているところである。
- ・資料 2 ページ目では、ミッション派遣、展示会などにおいて、お客さまとつなぐ事業を紹介している。左側には、今年度実施、あるいは予定されているものを記載した。写真は今年 2 月に南アフリカにミッション派遣した際のもの。
- ・5 月の「World Hydrogen Summit」は欧州のかなり大きなイベントであるが、後ほど触れたい。その他、日 EU 水素フォーラム、日中水素フォーラムなども実施した。
- ・今後、当面の予定としては、豪州で水素案件もいろいろ出てきている中、その現場を視察するミッションや、エジプトの再エネ・水素及び水関連のインフラ・ミッションを企画している。QR コードを付けているため、ご関心があれば見ていただければと思う。
- ・右側は、既に実施したものとして、5 月に実施したオランダの「World Hydrogen Summit」出展について掲載した。日本の 14 企業・団体に出展いただき、日本の水素関連技術を発信するサポートを行った。ご関心あれば、ジェトロのニュースでも配信したので、右下の QR コードから見ていただきたい。
- ・資料 3 ページ目、グリーン関連の情報発信について紹介している。最新情報を毎日発信する「ビジネス短信」において、規制の変化などについて発信しつつ、資料に掲載のとおり、特定の関心テーマについても情報発信している。最近では、カーボンプライシングや、地域別のトピックも特集しているところである。
- ・資料 4 ページ目は、人権の情報発信について紹介している。我々ジェトロが関れるところは、

基本的に貿易、海外に関心をお持ちの方々を支援していることから、海外の規制の変化、法制化など海外との繋がりの部分だと認識している。こうした点について、「サプライチェーンと人権」という特集サイトにおいて情報発信している。

- 左側の記載のとおり、「ビジネスと人権－早わかりガイド」を作成した。同ガイドには、実際にどう取り組みればよいのかという点について、日本でもガイドラインが出ているため、それをベースとして分かりやすく作成したもの。山田美和アジア経済研究所上席主任研究員のアドバイスも踏まえている。現在、セミナーで紹介するなど普及啓蒙に努めている。
- 右側は、2022 年から ILO と共同で実施した日本企業のグッドプラクティスの調査を紹介している。今年 3 月にはその内容を含めて、日本企業の皆さんにもご協力いただき、ILO との共催ウェビナーも開催した。
- その他、ILO とは現地の日本企業に普及啓蒙するためのワークショップも開催している。一昨年度は、ベトナム、カンボジア、バングラデシュでワークショップを開催した。今年度もアジアの他都市での開催について検討を始めているところである。
- 私からの報告はここまでとさせていただきます。

(原科委員長)

- ご説明、どうも有難うございました。最後のほうで随分いろいろ新しい試みをしておられる。「ビジネスと人権早わかりガイド」はいい取り組みであり、私も参照したい。また、グッドプラクティスを公表している取り組みも大変いいことである。
- では、意見交換に移りたいと思う。ご説明いただいた内容について、何がご意見ありますでしょうか。源氏田委員、どうぞ。

(源氏田委員)

- 2024 年度のグリーンとビジネスと人権関連の取り組みについてご説明いただいた。特にグリーンについては、水素を中心に扱い、いろいろなプロジェクトを展開されており、非常にいいところに目をつけられていると思う。一つだけコメントとして申し上げておきたいのは、水素については、実はいろいろな種類があり、例えば水素を作るときに再生可能エネルギーだけで作っていればグリーン水素と分類されるが、天然ガスや化石燃料を使って作った水素はグレー水素と分類される。せっかくやるのであれば、グリーン水素、環境に一番優しいといわれている再生可能エネルギーを使って作ったグリーン水素、こちらに注力していただければと思う。
- 取りあえず、コメントということでお願いしたい。

(原科委員長)

- 有難うございます。これは大事なポイントである。小島総括審議役、どうぞ。

(小島総括審議役)

- ご指摘ありがとうございます。基本的にはおっしゃるとおり、一番クリーンなグリーン、再生可能エネルギーでできたグリーン水素を推していくということで私たちも意識して取り組んでいきたいと思う。

- ・あとは、地域ごとの状況も含め、現地プロジェクトの内容を見ながら、そこに打ち込めるような企業の皆様と協力して取り組んでいくことと思っている。私たち自身が、水素を作るところには入っていけないため、プロジェクトを通じてどのような水素ができるのか併せて発信しながら、日本企業の皆様と一緒に取り組めればと思う。

(源氏田委員)

- ・有難うございます。

(原科委員長)

- ・他はいかがでしょうか。村山委員、どうぞ。

(村山委員)

- ・最初に内場環境社会配慮審査役からご説明いただいた資料について、細かな点も含めて質問したい。
- ・まず資料 1 ページの委員の一覧の私の役職について、「専攻教授」となっているが、今は専攻という表示を入れないため、これを外していただきたい。
- ・それから、資料 2 ページの上から 3 行目の後半で、2023 年 3 月となっているが、左の時系列の一番下が 2024 年 3 月となっているため、ここです承したということだと思う。
- ・あと、資料 4 ページの一番下に赤字で書かれていることについて、これまでガイドラインの改定議論をしてきて、恐らく今回初めてカテゴリ A、B の対象は海外インフラ展開支援事業になるということを明記されていると思う。これについてはジェトロの方針ということで、私も理解をしている。今後、カテゴリ分けをするときには、その都度、方針としてその点は伝えていただいて、その上で進めているということを是非繰り返しお示しいただきたい。
- ・ジェトロは民間企業を対象にされているため、事業はどんどん変わっていくと思う。そういう意味でも、対象はこれであるということを今回だけではなくて、今後もきちんと示していただきたい。

(原科委員長)

- ・カテゴリ A 及び B の対象は、現在のジェトロ事業の中では、海外インフラ展開支援事業案件具体化事業ということ。「のみ」と申し上げていいかは、問題が起こるなど事情があれば対応を要するが、当面はこれが対象である。
- ・他にいかがでしょうか。田辺委員、どうぞ。

(田辺委員)

- ・ガイドライン改定概要の資料 4 ページ目に、「ガイドライン改定の主なポイント」とあり、カテゴリ B が「ジェトロの助言を受け」ということになっている。一応、諮問委員会は必要に応じてカテゴリ B は助言をするので、ここは省略しないで、「必要に応じて諮問委員会が助言をする」と記載した方が良い。後々ジェトロの内部で、この簡易版だけを見て混乱する方が出ないようにしていただきたい。

(原科委員長)

- ・確かに。資料 6 ページの表では、改定ポイントの新旧対照表の III 部の所で、諮問委員会の助言対象事業として「カテゴリ A、B に分類されたジェトロ事業全体」と記載があるため、こちらを見れば分かるが、4 ページにも付記したほうが良い。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・ご指摘の点は修正する。

(原科委員長)

- ・他にはいかがでしょうか。村山委員、どうぞ。

(村山委員)

- ・先ほど言い忘れたが、ガイドラインは英語版も作成されているが、英語版のウェブサイトに掲載されているか確認したい。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・英語版はこれから掲載予定である。

(村山委員)

- ・英語版にも掲載をお願いしたい。

(原科委員長)

- ・そうですね。大事なポイントである。有難うございます。
- ・他にはいかがでしょうか。高梨委員、どうぞ。

(高梨委員)

- ・海外インフラ展開支援事業について伺います。廃棄物工場などの公益事業を実施する場合、実施主体が自分たちで資金調達することはなかなか大変だと思うが、どの資金を当てにしているのか。一般論含めて個別性が分かる範囲で教えてほしい。

(常味海外ビジネスサポートセンター次長)

- ・報告書の中には、未だ詳細な記載はないが、まだ案件は具体化していないと承知している。

(高梨委員)

- ・企業が案件具体化を図れるよう、FS 段階含めて、次の段階でどのように取り組んでいくのかについても、是非ジェトロからアドバイス頂きたい。そのような場合には、環境社会配慮の関連の文書なども必要になるかもしれないので、その辺をまとめておいたほうが良い。最終的には、実績が大事だと思うので、是非進めていただきたい。
- ・もう1点は、ジェトロ事業について、全般的な内容も含めてご説明する機会を持っていただければと思う。前回、松本委員が申し上げたグローバルサウス未来志向型共創等事業などに関心のある

方もおられると思うので、そんな機会を設けていただきたい。

(内場環境社会配慮審査役)

・グローバルサウス未来志向型共創等事業については、サプライチェーン多元化支援事業と同様に、他機関が実施主体であり、ジェトロは事務局機能を担っている事業である。案件採択は審査委員会で判断され、経費の確定までをジェトロが行うもの。基本的には、これまで議論を踏まえ、実施主体に環境社会配慮の実施を促していきたい。

(原科委員長)

・そういうことも含め紹介していただきたいという趣旨である。SDGs(持続可能な開発目標)の方向性に沿って、情報をきちっとチェックしていただきたいと思います。
・他にはどうでしょうか。柳委員、どうぞ。

(柳委員)

・ジェトロが事務局という形で、他の組織が実施する事業であっても、前回議論があったように、関与していることを諮問委員会が全く知ることなく、後で何か大きな社会的な問題になったりすると困ることもある。
・そのため、出来るだけ情報を提供いただき、諮問委員会としても何かできることがあれば、そこで意見が述べる、または、事後的に報告を受けて、これまでの経験として蓄積できるよう諮問委員会の中に残していけると良い。そういうようなことも考えていかれたほうが宜しいと思っている。

(原科委員長)

・そうですね。コミュニケーションは大事である。特に、これから情報公開をさらに進めるため、今みたいなのところに対応していただいたほうが良い。大丈夫か。

(内場環境社会配慮審査役)

・次回の諮問委員会において、まとめて説明できるよう調整したい。

(原科委員長)

・諮問委員会は年に2〜3回開催し、情報提供いただければ良いと思う。そうすると、透明性も上がる。諮問委員が知らないうちに進み、後で諮問委員会が知らなかったということにならないようにしていきたい。
・他にはいかがでしょうか。作本専門家、どうぞ。

(作本環境社会配慮専門家)

・ビジネスと人権への取り組みは、カテゴリCに含まれるのか。ジェトロは普及啓蒙活動を実施しているので、カテゴリCに含めておいた方が良いと思う。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・ビジネスと人権は、環境関連の取り組みでありカテゴリCに含まれるため諮問委員会に報告予定である。

(作本環境社会配慮専門家)

- ・了解した。

(原科委員長)

- ・含めていただく。そういうことである。考え方が随分良くなり進んでいる。

(原科委員長)

- ・塩田委員、どうぞ。

(塩田委員)

- ・海外インフラ展開支援事業の実施期間について、今まで採択した案件で8カ月で終わっていることはなので、1年半ぐらいは継続可能で、同内容であれば、継続可能であり、次年度も新たに上限の予算が出ると理解して宜しいか。

(常味海外ビジネスサポートセンター次長)

- ・金額の上限はルールとして定めているもの。企業の動きによって、なるべく成功を後押しするという考えもあり、期間はなるべく柔軟に対応できれば良いが、原則8カ月というルールにしている。

(塩田委員)

- ・8カ月は短いと思う。

(常味海外ビジネスサポートセンター次長)

- ・企業からも同様の意見があり、延長の議論はしている。ただ、一からのFSを支援するものではなく、ある程度やっているものを採択する。そういう意味では、ある程度期間を限定させていただいているところはある。事後アンケートにおいて同様の意見は出ているので、今後の検討課題としたい。

(塩田委員)

- ・了解した。

(原科委員長)

- ・有難うございます。他は宜しいか。田辺委員、どうぞ。

(田辺委員)

- ・海外インフラ展開事業につて、審査・採択時期、諮問委員会の助言などのスケジュールを共有いただけると有難い。

(常味海外ビジネスサポートセンター次長)

- ・9月13日までが公募期間、今のところ、採択委員会は9月の下旬に実施予定である。書類審査(一次審査)に通過した企業は1社30分ほどプレゼン、質疑応答を行う二次審査を9月下旬に予定している。採択の結果は10月上旬が見込まれる。

(田辺委員)

- ・了解した。分科会はいつ頃になるのか。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・採択案件が決定し、ご助言をいただいた後のタイミングを見込んでいる。

(原科委員長)

- ・10月とか、秋になるのか。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・ご理解のとおり。

(原科委員長)

- ・そんな感じであるが宜しいか。

(田辺委員)

- ・了解した。有難うございます。

(原科委員長)

- ・有難うございます。他に何かあるか。特にないようであればここまでにしたい。委員の皆様、本日もご意見いただき有難うございました。本日の議題についてはこれで終了とさせていただきます。それでは、進行はジェトロの石原総務部長にお返しする。

(石原総務部長)

- ・皆様、本日も多くのご意見をいただきましてありがとうございます。今後、ジェトロとしましては、新しいガイドラインを踏まえて、環境と社会に配慮した組織運営に努めてまいりたいと考えている。
- ・今回のガイドラインの改定にあたり、改めて諮問委員の皆様のご尽力に御礼申し上げたい。それでは、事務局より今後のスケジュールなど補足説明をお願いする。

(内場環境社会配慮審査役)

- ・今後のスケジュールについて、7月14日で諮問委員の2年の任期は満了となる。交代いただく委員もおられるため、今後の委員委嘱手続きについては、ジェトロから個別にご連絡をさせていただく。
- ・分科会への協力についても、原科委員長と相談の上で、個別にお願いをさせていただく。次回の諮問委員会は、原科委員長のご意向等を踏まえ、また分科会の状況なども踏まえ、時期を調整させていただく。

(石原総務部長)

・それでは、これで閉会させていただく。本日はどうも有難うございました。

以上